

令和5年3月30日

保護者 様

鴻巣市立吹上小学校
校長 清水 励

鴻巣市立小・中学校における「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し」等について

日頃より、本校の教育活動に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

この度、「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し」を受けて、本校として、下記のとりの対応といたします。

記

1 マスクの着用について

- (1) 児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、**マスクの着用を求めないことを基本**とします。
- (2) 感染予防のためのマスク着用を希望する児童や、健康上の理由によりマスクを着用できない児童もいることなどから、**学校や教職員がマスクの着脱を強いることはいたしません。**
- (3) ただし、登下校時に混雑したスクールバス等を利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合などは、マスク着用を推奨します。
- (4) 児童が安心してマスクを着脱できるよう配慮するとともに、児童の間でマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導します。
- (5) 感染リスクが比較的高い学習活動の実施に当たっては、活動の場面に応じて、一定の感染症対策を講じて行います。(本校の状況等も含めて、対策としてマスク着用を推奨する場合は、事前にお知らせいたします。)
- (6) 咳やくしゃみの際には、**咳エチケット**を行うよう児童生徒に指導します。

2 その他

- (1) 引き続き効果的な換気(天窓開放、対角線の開放、常時開放と全開開放)を実施します。
- (2) 「黙食」は行わないこととします。ただし、食事前の確実な手洗いの実施と、話す声の大きさに注意させ「飛沫」を飛ばさぬようにします(大声×)。机をグループにして向かい合わせで食べる場合には、対面の児童の間に一定の距離(1m程度)を確保して行います。(向かい合わせでの食事については、段階的に行う予定です。)
- (3) 地域や学校における新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの感染状況等に応じて、児童にマスク着用を促すことも考えられますが、そのような場合も含め、児童や保護者等の各自の判断を尊重し、着脱を強いることはいたしません。
- (4) 今回のお知らせは「マスクの着脱について」のお知らせであり、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の扱いの変更によるものではありません。「**本人や御家族の体調不良時に登校を控えること(出席停止)**」という御対応については、引き続きお願いいたします。